

スポーツ教室業務委託仕様書

1 委託業務名

津山スポーツ振興財団スポーツ教室委託業務

2 趣旨

この仕様書は、スポーツ教室受託者（以下「受託者」という）を募集するに当たって教室運営に関する津山スポーツ振興財団（以下「財団」という）の基本的な考え方を示すとともに、受託者が行うことの内容その他について定めることを目的とする。

3 委託業務の留意事項

各種スポーツ教室を行うことにより、子どもの体力向上や高齢者の健康増進の支援等、津山市におけるスポーツの裾野の拡大及び環境の整備を図り、スポーツを推進する。

受託者は、津山スポーツ振興財団の設置目的や役割を理解し、以下の各号に掲げる点に留意してスポーツ教室の運営を行うこと。

- (1) 教室受講者の安全確保を第一とする。
- (2) 教室目的に基づき効率的・弾力的運営を行う。
- (3) 適切な広報を行うなど、教室の受講促進を積極的に図る。
- (4) 受講者にとって快適な教室であることに努める。
- (5) 個人情報の保護を徹底する。
- (6) 教室受講者は津山市内に住所を有する者及び津山市に通勤通学する者とする。
- (7) 受託決定後契約書を作成する。細部の契約書記載事項については、委託者及び受託者が相互に連携を図り、作成するものとする。

4 受託者が行う業務内容等（全教室共通）

- (1) 教室受講者に関すること
 - ①教室受講申請書の受付及び教室受講許可に関すること
- (2) 教室の管理運営に関すること
 - ①教室の維持に関すること
 - ②受講者及びその保護者等からの苦情、トラブル等の対応に関すること
 - ③教室開催場所の予約等準備に関すること
 - ④その他管理運営に関すること
- (3) 受講料金の徴収、還付に関すること
 - ①受講料金の徴収等に関すること
 - ア 教室等の受講者に対して受講料金の徴収を行うこと。
 - イ 金額の過誤その他の理由で受講料金の還付が必要になった場合は、還付事務を行うこと。
- (4) 教室設置目的を発揮するための事業に関すること
教室の受講促進及び広告宣伝のため効果的な受講促進対策（ホームページの開設、宣伝、広報など）を行うこと。
- (5) 保険への加入に関すること
受託者は、募集要項及び仕様書に定める自らのリスクに対して、保険等に参加すること。

- (6) 受託者が行うモニタリングに関すること
 - ア 教室遂行の記録
 - ・ 安全対策等の実施状況
 - ・ 苦情、トラブルに対する対応状況
 - イ 受講者満足度調査
 - ・ 受講者アンケートの実施
- (7) その他教室管理に必要なこと
 - ①実績報告書を教室終了翌月の15日までに提出すること。
 - ②その他、財団が必要とする報告書を提出すること。

5 再委託の禁止

- (1) 本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) 本業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ書面にて財団の承諾を得なければならない。

6 津山スポーツ振興財団教室委託業務

教室指導者は、健康運動指導士、日本エアロビック連盟認定キッズ・ジュニア指導員、教員免許(保健体育)、日本スポーツ協会公認スポーツプログラマー、またはそれに準ずる資格のいずれかを有する者が望ましい。

(1) キッズスポーツ教室(親子教室)【年長児クラス】

- ①目的 就学前の子どもたちが、親子のコミュニケーションを深めながら基本的な運動習慣を身につけることができるよう、親子で楽しむ運動と遊びの教室を開催し、子どもの健康と体力づくりを図る。
- ②内容 親子がペアとなった運動遊び等 1回60分程度の教室
- ③定員 1回につき30組程度(60名)
- ④回数 前期(4/1~9/30)、後期(10/1~3/31) 1期につき6~8回
- ⑤開催場所 公共施設及び財団が適当と認める場所
- ⑥受講料 1組500円×回数
- ⑦指導者数 2~3人
- ⑧最少催行組数 20組

(2) ジュニアスポーツ教室(親子教室)【小学1~3年生クラス】

- ①目的 小学生低学年の子どもたちが、親子のコミュニケーションを深めながら基本的な運動習慣を身につけることができるよう、親子で楽しむ運動と遊びの教室を開催し子どもの健康と体力づくりを図る。
- ②内容 親子がペアとなった運動遊び等 1回60分程度の教室
- ③定員 1回につき30組程度(60名)
- ④回数 前期(4/1~9/30)、後期(10/1~3/31) 1期につき6~8回
- ⑤開催場所 公共施設及び財団が適当と認める場所
- ⑥受講料 1組500円×回数
- ⑦指導者数 2~3人
- ⑧最少催行組数 20組

(3) アクティブスポーツ教室 【50歳以上クラス】

- ①目的 50歳以上の一般市民を対象とした健康づくりに関する教室を開催し、運動能力の低下を防ぐとともに、運動習慣の定着や社会参加を図る。
- ②内容 ストレッチ、ニュースポーツ等 1回60分程度の教室
- ③定員 1回につき30名程度
- ④回数 前期(4/1~9/30)、後期(10/1~3/31) 1期につき6~8回
- ⑤開催場所 公共施設及び財団が適当と認める場所
- ⑥受講料 1人400円×回数
- ⑦指導者数 1~2人
- ⑧最少催行組数 15名

7 履 行 期 間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

8 委 託 契 約 金 額

- (1) 1教室1回につき12,000円以内(税込)で財団が別に定める額
- (2) 教室開設手数料として1教室1期につき40,000円(税込)
- (3) 当該教室の受講に係る受講料金

9 個人情報

提供された個人情報および事業を行うに当たり知り得た秘密を本人の同意なく他の目的に使用してはならない。また、受講者の個人情報が記載された書類は、事業終了後1か月間保管した後、破棄すること。

10 最少催行組数及び最少催行人数に満たない場合等教室が中止となった場合の取り扱いについて

- (1) 教室受講者に中止の連絡を早急に行い還付が必要になった場合は、還付事務を行う。
- (2) 教室開設手数料及び教室の管理運営に関することで生じた費用について、報告書を財団に提出し、理事が必要と認めたものについては財団が定める額で補填するものとする。

11 協議

受託者は、この仕様書に規定するもののほか、受託者のことの内容及び処理について疑義が生じた場合は、財団と協議し決定すること。

12 業務実施にあたっての留意事項

実施にあたっては、財団と十分協議・連絡を取り、その指示及び監督を受けること。